

球磨川水系河川整備検討小委員会の論点について

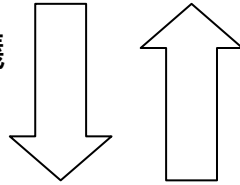
出典： 熊本県作成
第25回河川分科会 資料1－1 抜粋

河川整備基本方針の作成

国土交通大臣

付議

平成18年2月8日



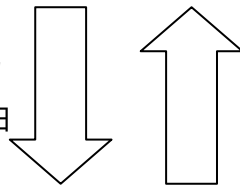
答申

平成19年4月19日

社会資本整備審議会

付託

平成18年2月13日



報告

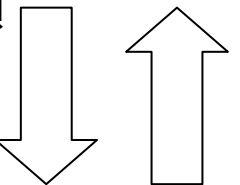
平成19年4月19日

河川分科会

小委員会の報告を受け審議

審議の依頼

平成18年4月13日
第1回小委員会開催



報告

平成19年4月19日
河川分科会にて報告

河川整備基本方針検討小委員会

河川整備基本方針(案)の審議

河川法

(河川整備基本方針)

- 第十六条** 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河川の整備」という。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかななければならない。
- 2 河川整備基本方針は、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。
- 3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

社会資本整備審議会令

(分科会)

- 第6条** 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
- (表 省略)
- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員等は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

社会資本整備審議会運営規則

(分科会)

- 第8条** 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。
- 2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。
- 3 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

社会資本整備審議会河川分科会運営規則

(小委員会の設置)

- 第1条** 河川分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

球磨川水系に関する河川整備検討小委員会の主な論点

◆審議経過

○特徴と課題

- ・流域の概要（地形、気候、社会等）
- ・治水面、利水面、環境面の特徴と課題

1 回目委員会での審議
(H18. 4. 13)

○住民討論集会及び森林の保水力の共同検証と経緯と論点

○洪水流出検討における森林保水力の取り扱い

- ・森林の保水力の検討（共同検証を含む）
- ・流出解析手法
- ・森林の保水力の取り扱い

2 回目委員会での審議
(H18. 5. 10)

3 回目委員会での審議
(H18. 6. 6)

○基本高水のピーク流量の検討

- ・基本高水のピーク流量や計画基準地点等の考え方
- ・基本高水のピーク流量

4～6 回目委員会での審議
(H18. 7. 19, H18. 8. 10 ,
H18. 9. 6)

○計画高水流量の検討

- ・現在の治水対策の考え方と実施状況、河道流量
- ・計画高水流量
- ・洪水調節施設の実現可能性

7, 8 回目委員会での審議
(H18. 10. 19, H18. 11. 15)

9 回目委員会での審議
(H18. 12. 25)

○河川環境・河川利用についての検討

- ・河川環境
- ・河川空間利用
- ・水利用
- ・流水の正常な機能を維持するため必要な流量

10 回目委員会での審議
(H19. 2. 14)

○河川整備の基本的方向と

河川整備基本方針（案）本文の検討

- ・治水・利水・環境それぞれ及び

総合的な整備と維持の方向

11 回目委員会での審議
(H19. 3. 23)

◆主な論点

1. 森林の保水力（第2回、第3回小委員会）

- ・ 既往最大の昭和40年7月洪水が発生した時から現在まで間において、森林の状態が変化したことに伴い森林の洪水緩和機能が増大したかどうか。
- ・ 今後、現在の手入れの不十分な人工林を針広混交林化することにより、森林の洪水緩和機能の増大が期待できるかどうか。

2. 基本高水のピーク流量

（1）基本高水のピーク流量（第4回～第6回小委員会）

- ・ 基本高水の検討で用いている計画降雨継続時間を工事実施基本計画では2日雨量で検討していたが、今回12時間雨量に変更したのは妥当か。
- ・ 基本高水の検討において用いている引き伸ばし後の降雨の棄却の考え方は妥当か。
- ・ 基本高水のピーク流量の検討において用いている降雨の引き伸ばしは妥当な方法か。

（2）基準地点、治水安全度（第4回～第6回小委員会）

- ・ 基準地点を人吉地点の1地点とするか、人吉地点と横石地点の2地点とするか。
- ・ 治水安全度を現計画と同様に1/80年とするか。

3. 計画高水流量（第7回～第9回小委員会）

- ・ 環境を含む自然的及び社会的制約の中で、河道でどれだけの流量を流しうるのか。

4. 河川環境、流水の正常な機能を維持するため必要な流量（第10回、第11回小委員会）

- ・ 洪水調節施設の整備に伴う環境への影響
 - 1) 水質の悪化（ダム貯水池における富栄養化、下流河川における水温変化及び濁水の長期化）。
 - 2) 下流河道への土砂供給が減少することによる人吉層の露出
 - 3) 湛水域にある洞窟に生息する稀少生物への影響。